（別 紙）

八代港の港湾施設における無人航空機利用届出書

令和　年　　月　　日

　熊本県八代港管理事務所長　様

申請者　住所

氏名

電話

次のとおり、港湾施設において無人航空機を利用したいので、届け出ます。

１ 利用目的

２ 飛行日時　令和　年　月　日　時から　　令和　年　月　日　時まで

３ 飛行区域

４ そ の 他

立入人数

車両・機材

現場責任者

現場連絡方法

その他

【添付書類】

〇国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（写）

〇国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」（写）

〇当該飛行に係る飛行区域図面、安全対策及び緊急時の連絡体制等の分かる資料

番号

受付印

受　理　書

本件申出について、受理する。

なお、裏面（又は別紙）の条件等を遵守すること。

令和　年　月　日

熊本県八代港管理事務所長

担当 ℡ 0965-37-0338 受付印のないものは無効です。

利 用 条 件

①　無人航空機の利用時は、本書を所持し、八代港管理事務所（以下「管理事務所」という。）担当職員又は管理事務所委託警備員から求められたときは、これを提示すること。

②　届け出た内容以外では、利用しないこと。

③　港湾機能に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

④　撮影が認められている場合のその飛行範囲などについては、管理事務所担当職員の指示に従うこと。

⑤　利用後、直ちに自己の負担において清掃し又は原状回復を行うこと。

⑥　利用に当たっては、十分な安全対策を行うとともに、飛行区域及びその周辺における港湾関係者等に対して利用する旨の事前周知を行うとともに、管理事務所担当職員及び関係者が必要とする対応策を講じること。

⑦ 　飛行の届出を受理された場合であっても、施設管理上の事由や警察からの警備協力の要請などにより、取り消す場合があるので、それに従うこと。

また、無人航空機を利用中に管理者が危険と判断し、中止を命じた場合は、それに従うこと。

⑧　事故等異常があったときには、応急対応を図るとともに、速やかに管理事務所担当職員に連絡すること。

⑨　いかなる事由であっても、人身事故を起し、又は港湾施設等を損傷させた場合などは、申請者はその一切の責任を負うこと。

⑩　上記に掲げるほか、管理事務所担当職員の指示がある場合には、これに従うこと。